



島根県報

令和5年12月19日（火）

第 4 7 5 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業（高齢者福祉課） 2
廃止の届出

【公 告】

公共測量の実施（2件）（技術管理課） 2
公共測量の終了（2件）（ ” ） 3

【特定調達公告】

島根県企業局施設で使用する電力の調達に係る一般競争入札の実施（企業局総務課） 3

告 示**島根県告示第837号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービス及び当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和5年12月19日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社 植野建材店	福祉用具貸与	有限会社 植野建材店	浜田市相生町3936番地	令和5年8月31日
	介護予防福祉用具貸与			
	特定福祉用具販売			
	特定介護予防福祉用具販売			

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年12月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年12月11日から令和6年2月29日まで
- 3 作業地域
松江市大野町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年12月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（現地測量）
- 2 作業期間
令和5年12月6日から令和6年3月4日まで
- 3 作業地域
江津市松川町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年12月8日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年12月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和5年10月25日から同年11月21日まで

3 作業地域

浜田市外ノ浦町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年12月7日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年12月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和5年9月22日から同年11月29日まで

3 作業地域

仁多郡奥出雲町三成～横田地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和5年12月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達の名称及び数量

島根県企業局施設で使用する電力の調達 一式

予定使用電力量（調達期間総計）9,817,000キロワット時

予定使用電力量は、令和2年4月から令和5年8月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 調達期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、この公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できる。

(4) 納入場所

- ア 島根県安来市上坂田町545-1 今津浄水場
- イ 島根県雲南市加茂町三代96-2 三代浄水場
- ウ 島根県江津市松川町上河戸703 江津浄水場
- エ 島根県江津市松川町長良158 江の川取水場

2 入札方法

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定は定められた予定価格の範囲内での最低入札価格をもって行い、契約価格は単価とする。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 令和6年1月22日（入札参加資格確認申請書の提出期限）までに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 令和6年1月22日（入札参加資格確認申請書の提出期限）において、庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年2月17日島根県告示第211号）第5条の規定により、令和6年における庁舎の電気供給業務の入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種別「電気供給業務」に登録され、かつ、入札日においても引き続き当該名簿の当該種別に登録されている者であること。
- (6) 島根県が行う入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (8) この入札に関し、指定期日までに別に定める申請書類を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県知事が認めたものであること。
- (9) 二酸化炭素排出原単位（国内クレジット反映後：調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの、又は各電気事業者がその環境報告書で公表したもの）適用）、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー・節電に関する情報提供に関し、入札説明書別紙に示す入札参加条件を満たしている者であること。
- (10) 電気の供給を開始する日から、確実に安定した電気の供給ができる者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎2階
島根県企業局総務課予算調整係
電話 0852-22-5673
メールアドレス soumuka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

本公告の日から令和6年1月22日（月）までの間

ただし、イの(7)の場所にあつては、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

(7) 4の場所

(イ) 島根県ホームページ上（https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/）

(2) 入札説明会

行わない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(4) 申請書の提出期間

令和6年1月9日（火）から令和6年1月22日（月）までの間（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。（郵送により提出する場合は、書留郵便とし、提出期間内に必着のこと。）

(5) 申請書の提出場所

4の場所

7 入札期間、開札日時等

(1) 入札の日時、場所及び開札

ア 日時 令和6年2月9日（金）午前10時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎2階 島根県企業局会議室

ウ 郵便による入札 書留郵便とし、令和6年2月9日（金）午前9時までに4の場所に必着のこと。

(2) その他

FAX、電子メール、電話等による入札は、認めない。

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当する

ときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県企業局総務課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Procurement of electricity used in Shimane Prefectural Enterprise Bureau facilities

Supply Period: From April 1, 2024 to March 31, 2025

(2) Date of Bidding and Opening of Bids: February 9, 2024 at 10:00 A.M.

Deadline for bids sent by mail: February 9, 2024 9:00 A.M.

(3) Contact point for the notice: Shimane Prefecture Bureau of Public Enterprise, General Affairs Division, Budget Adjustment Section, 8 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, Japan 690-8501

TEL: 0852-22-5673